

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成26年12月2日（火）

開 会 午前9時26分

【議 事】

○議案第137号「所沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により介護保険法が一部改正されたことに伴い、条例を制定することのことだが、指定介護予防支援等の事業の人員等に係る省令とこの条例との自治体の責任の違い等について伺いたい。

池田高齢者支援課長

基本的には、省令の基準に準じて条例提案したものです。その中で市の独自基準としまして、第23条では、苦情処理の体制等について掲示をさせるということと、第30条第2項において、必要な記録の保存年限を5年間にすること等を規定しました。今までも省令に基づき進めてきた事務ではありますが、今後も市において責任をもって取り組んでいきます。

城下委員

自治体で条例化することで自治体の責任度が増してくるということかと思う。第3条第2項では、「多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない」との規定があるが、「多様な事業者」とはこういったものを想定しているのか。また、総合的かつ効率的な提供というものは何を示しているのか、伺いたい。

池田高齢者支援課長

「多様な事業者」とは、栄養指導等の保健医療サービスや体操教室等の福祉サービスについて、多くの実施主体、事業者から、偏りのないようという観点も含め、総合的かつ効率的に利用者のために事業を行うことを規定したものです。

城下委員

多くの実施主体とは、主にどのような事業所を想定されているのか。NPOや社会福祉法人等、例を示していただきたい。また、総合的かつ効率的という部分について、国では、介護保険に係る支出を抑えようという動きがあるが、ケアプランに関してはどのように変わっていくのか。

池田高齢者支援課長

ケアプランの作成については、条例化に伴いその内容が大きく変わることはありません。多様な事業者とは、社会福祉法人、民間事業者、地域住民による自発的な活動、サービス団体など広く想定しているところです。

城下委員

ボランティアも視野に入れているのか。

池田高齢者支

ボランティアの方もいます。

援課長

矢作委員

国では、新しい総合事業が検討されているが、この総合事業が導入されると、第3条が適用されるという理解でよいのか。

池田高齢者支

国で進めている新しい総合事業とこの度の条例提案とは直接的な関係はありません。

援課長

末吉委員

第30条について、記録の保存年限を5年間にすることのメリット及びデメリットについて伺いたい。

池田高齢者支

地方自治法における公法上の債権の消滅時効が5年であるため、それと同じ5年間とすることにより、過誤請求等が生じた際、過去の記録の確認等が可能となります。これは市の独自基準として設定したものです。近隣他市においても同様の条文を規定しています。デメリットについては現在想定していません。

援課長

城下委員

第14条について、「一部を委託する場合」との文言があるが、この「一

部」とは、どういったことを想定しているのか。

池田高齢者支援課長 介護予防ケアプランの全件数のうち、居宅介護支援事業所へ一部の件数の介護予防ケアプランの作成を委託するということと、事業内容の一部についても委託をするということです。具体的には、介護予防ケアプラン作成に係る業務のうち、アセスメント、それから介護予防サービス計画の策定、サービス提供を行うにあたっての事業者との連絡調整やモニタリング等が想定されます。

城下委員 委託先は限られてくるのか。今までそれは省令でも認められていたのか。

池田高齢者支援課長 省令に基づく条例化であるため、現行と変わりはありません。委託先は県の指定を受け、介護支援専門員のいる居宅介護支援事業所になります。今までも省令などで示されていたものです。

城下委員 当市はどのような形で進めていく意向なのか。

池田高齢者支援課長 平成23年度までは、居宅介護支援事業所に委託することができる件数の制限がありましたが、その制限が撤廃されたので、介護予防ケアプランが立てられる事業所へ広く依頼していったものであり、条例化に伴い変更

	するものではありません。
城下委員	ケアプランを作成する事業所は市内にどのぐらいあるのか。
池田高齢者支援課長	約80事業所です。
城下委員	第14条について、「委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため所沢市高齢者福祉計画推進会議条例（平成26年条例第10号）に基づく所沢市高齢者福祉計画推進会議の議を経なければならない」とあり、この会議は年6回開催される予定であるようだが、ケアプランの作成等はどのように取り扱われていくのか。
池田高齢者支援課長	所沢市高齢者福祉計画推進会議において、地域包括支援センターの運営協議会を兼ねていることから、地域包括支援センターに関しては、議題を別途設け、お諮りしています。年度に6回の開催とは、計画策定時、つまり今年度についてのことです。それ以外の年度は4回の開催となります。その4回の中で、必要に応じて地域包括支援センターの案件について議題とし、審議を行っています。
城下委員	通常は年度4回しかやっていないわけであり、この会議は議題が非常に

盛りだくさんになるかと思う。議員からも開催回数を増やしたらどうかといった提案もあったが、条例化するにあたり、会議の開催回数を増やすといったことや、分科会を作って審議するといった検討は行わなかったのか。

池田高齢者支援課長

今回検討等はしていません。

本橋福祉部長

昨日、議案質疑においても答弁しましたが、会議のあり方については今後少し工夫していきたいとは考えています。ケアプランの委託が可能な事業者については、全て県の指定を受けた居宅介護支援事業所になりますので、ある程度の実績がある事業所です。こういった形で議題について検討してもらうか、例えば、年度当初に一括で審議をお願いするのか、それとも必要がある場合に審議をしてもらうのか等、工夫して進めていきたいと考えています。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第137号について、反対の立場から意見を申し上げます。今回の条例制定は地域改革推進第3次一括法と介護保険法の改正により各自治体で条例制定するものです。この流れ

は、国の責任を後退させ、地方自治体に仕事を押し付け、介護保険制度そのものを大きく後退させる狙いがあり、認められません。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第137号について、賛成の立場から意見を申し上げます。議案第137号については、少なくとも現省令と同様の内容であり、一部、第30条等により所沢市が積極的に関与し基準を定めたものと理解され、特に後退したものとは見られないということに賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第137号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第138号「所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める
条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

この条例により、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が圏域の人数に応じて配置されることになるかと思うが、介護に係る専門職の確保は大変苦勞していることは市としても承知しているところだが、仮にこれら3職種の方が辞めたりした場合には、どういった対応を考えているのか。

池田高齢者支
援課長

現在は全ての地域包括支援センターにおいて必要な人員は配置されていますが、今後、人員が急に欠けることがないように、条例案が可決されましたら、各法人へ速やかに説明等の対応を行いたいと考えています。

城下委員

昨年、この条例についてパブリックコメントが行われたが、当市と同規模の自治体の専門職の配置等については、同じような状況なのか。

池田高齢者支
援課長

職員の配置に係る基準等について、他の自治体においても当市と同様の基準を設けているところが多数ありました。さいたま市では、所沢市と同様の基準を設けています。狭山市でも区域ごとの介護保険法の第1号被保

険者数に基づき、2,000人ごとという基準を設けています。その他の自治体には、運用で2,000人ごとに配置しているところもありました。

矢作委員

第1号被保険者に対しての専門職の配置の基準ということだが、6,000人を超える被保険者数を有する担当区域が7ヶ所ある旨の答弁があったかと思うが、この条例の施行により、その7ヶ所では人員を補充することになっていくという理解でよいか。

池田高齢者支
援課長

平成27年4月以降、対応していただくこととなります。

矢作委員

6,000人の基準の2倍の規模の第1号被保険者数を抱える担当区域はあるのか。

池田高齢者支
援課長

12,000人規模のところは現在ありません。

矢作委員

仮に、今後12,000人を超える規模の区域が出てくれば、その区域を分割し、市が直営で担っていくということもあるのか。国においてもそのような方向が示されているのではないかと思うが、どのように考えているのか。

池田高齢者支援課長	現在、圏域において、高齢者人口が最大のところは、8,350人です。12,000人という規模まで到達するには相当な時間を要することから、現段階で12,000人を超えるところに対し、いかに対応していくかということは検討していません。
城下委員	今後、高齢化していく中で、対象者は増加していくわけだが、ピーク時を何年後と見ているのか。また、推計としてどれぐらいの人数まで到達すると見ているのか。
池田高齢者支援課長	高齢化率としては、平成42年に約30%に到達すると推計しています。65歳以上の人口の推計ですが、平成35年度で約9万3,000人を想定しています。
末吉委員	介護保険法における第1号被保険者の数が6,000人以上となっている区域が7ヶ所であり、8,000人以上の区域が1ヶ所あるという理解でよいか。また、来年度については、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種についてさらに増員し運営していくという理解でよいか。
池田高齢者支援課長	第1号被保険者の数が6,000人以上となっている区域が7ヶ所、8,000人以上の区域が1ヶ所ありますが、増員を想定した予算計上を検討しているところです。

末吉委員

今後、高齢者の数が増加していくが、これらの区域の推移や見込み等について伺いたい。また、地域包括支援センター自体を分割するといったことも考えているのか。

池田高齢者支援課長

各地域包括支援センターの圏域ごとに高齢者の増加の予測を立てています。地域包括支援センターを分割し対応するかどうかについては、現時点では想定していません。高齢者数の増加状況によって、今後検討していく必要がある場合には推進会議等にお諮りしたいと考えています。

末吉委員

現在、第1号被保険者の数が6,000人以上8,000人未満の区域が7ヶ所あるということだが、今後そのような区域が増えることは想定しているのか。

池田高齢者支援課長

どの圏域も人数は増加していくと予想しています。

城下委員

現在14の地域包括支援センターがあり、民生委員の区域で分けているかと思うが、過日の議会報告会において、椿峰では地域包括支援センターの管轄が2つに分かれており大変である旨の話が出たが、地域包括支援センターの管轄は、地域によっては分かれることもあるのか。

池田高齢者支
援課長 行政区は11行政区ですが、地域包括支援センターは、民生委員地区の14地区に合わせて14圏域に分けています。三ヶ島地区や松井地区、小手指地区、新所沢地区においては、1行政区に2圏域が設定されています。

末吉委員 生活圏域と地域包括支援センターの立地の場所の関係はどうなっているのか。

池田高齢者支
援課長 地域包括支援センターは主にアウトリーチで対応しており、相談に関しては、相談者のところへ赴いて話を伺うという対応を行っています。そのような対応で成り立っているところもあり、地域包括支援センターの事務所が担当圏域外にある場合があります。

城下委員 先ほど高齢化率や人口等について説明があったが、今後、高齢者が増加していく中で、地域包括支援センターの箇所を増やしたり、分割していくことも検討しているのか。

池田高齢者支
援課長 今後、高齢化率が進行していく圏域においては、そういった対応も必要になっていく可能性はあるかと思います。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第138号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第143号「所沢市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

指定地域密着型サービス事業者は市内に現在どれぐらいあるのか。

池田高齢者支
援課長

指定地域密着型サービス事業者は、小規模多機能型居宅介護が4施設、夜間対応型訪問介護が1施設、認知症対応型通所介護が6施設、認知症対応型共同生活介護が12施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、いわゆるケアハウスが1施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護が2施設、定期巡回随時対応型訪問介護看護が2施設です。

城下委員

第6条において暴力団員等の排除の規定があるが、これは所沢市独自のものか。

池田高齢者支
援課長

そのとおりです。

城下委員

独自に規定した理由は何か。過去に暴力団が経営にかかわっていた事例

があったのか。

池田高齢者支 特に過去に暴力団が経営していたといった事例はありませんが、所沢市
援課長 暴力団排除条例の趣旨に基づき、暴力団排除について規定したものです。

矢作委員 指定地域密着型サービス事業者の許認可権はどこにあるのか。

池田高齢者支 市が指定を行っています。
援課長

矢作委員 いつから市に権限が下りてきたのか。

本橋福祉部長 地域密着型サービスの指定権限は、平成18年から市に下りています。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第143号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

（当委員会所管部分：福祉部）

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

障害福祉費について、介護等給付費と訓練等給付費は予算の組み替えがあるが、これについて伺いたい。

磯野障害福祉
課長

介護等給付費については、主にケアホームが4月からグループホームに一元化されたことから、訓練等給付費において支払うこととなったために組み替えたものです。また、訓練等給付費については、就労系のサービスの利用が多くなったので、その分の追加をお願いするものです。

城下委員

今後、予算の表記の仕方では、グループホームとして示されてくるのか。ケアホームという名称では出てこないという理解でよいか。

磯野障害福祉
課長

運営はケアホームと変わりませんが、これからは一元化され、グループホームの名称だけとなります。

末吉委員

事業が一元化されたということと、利用が増えたので増額補正を提案してきたわけだが、今までの市民の方が受けていたサービスに変更や低下は

	ないという理解でよいか。
磯野障害福祉 課長	支援の質等に変更はありません。
城下委員	日中一時支援事業補助金追加について、日中一時支援事業には、交通費の補助等もあるのか。
磯野障害福祉 課長	交通費は入っていません。
城下委員	この事業は、各自治体によって内容が変わってくるのか。
磯野障害福祉 課長	この事業は、法律上は地域生活支援事業ということで、法律で実施することは決まっており、モデルとして国から示されているものはあります。ただ、詳細な運用については市町村が独自で行えることになっていますので、各自治体において基準等には若干の違いがあります。
城下委員	そうすると、なぜ所沢市は交通費が入っていないのか。
磯野障害福祉	支援者の家族の支援を目的として、障害者の方を預かるということが主

課長	な事業であるため、交通費等は予定しておりません。
末吉委員	移動支援事業補助金追加について、現在の事業所の数と障害者の方が必要とされる量とを比較すると、事業所の数は足りているのか。さらに整備していく必要があるのか。
磯野障害福祉課長	市内には28事業者があります。改善はされましたが、まだ若干供給量が足りないと聞いています。
末吉委員	市外で利用可能な事業所はいくつあるのか。また、供給量が現在足りないとのことだが、今後、整備を支援していく考えはあるのか。
磯野障害福祉課長	市外では35事業所あります。整備については、設立等があれば、指導・アドバイスなどの協力をして参ります。
城下委員	現在、障害者に係る次期計画について検討しているわけだが、供給量に不足があるということでは、次期計画の策定には、増設を含めての何らかの数値目標等は掲げていくのか。
磯野障害福祉課長	計画には、移動支援についても3年間の見込み量等を定めて参ります。

【議案第130号福祉部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時15分）

（説明員交代）

再 開（午前10時20分）

【議 事】

○議案第136号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

来年4月から子ども・子育て支援新制度が始まるので、各自治体で保育料を定める条例を制定する必要があるとのことだが、条例を制定しなければ何かペナルティがあるのか。

町田保育課長

ペナルティはありません。

城下委員

従来の保育料で行っても何ら問題はないわけなのか。

町田保育課長

保育料の設定については、子ども・子育て支援法の中で、各市町村が条例で定める必要があることから、それに基づき提案したものです。

城下委員

新制度では保育料の算定方法が所得税から市民税に基づくものへと変更されるが、従来の所得税による算定で行っても問題はないという理解でよいか。

町田保育課長

新制度において保育料の算定根拠が所得税から市民税に変わる点につ

いては、提出してもらった書類等が軽減されるという利点があります。所得税を基にして算定してよいかということに関しては、国において徴収額基準額表で上限額が設定されていますが、国では市民税による算定で上限を設けているため、どこの自治体においても市民税で算定するよう検討しているところでは、

城下委員

保育料については、公の施設の使用料として条例に根拠を定めて徴収する必要があるとのことだが、今回、時間外保育事業や一時預かり事業の保育料についても定められているが、公の施設の使用料として位置付けなくともいいのか。

町田保育課長

民間保育施設においては、子ども・子育て支援法に規定が設けられていますが、公立保育園については、使用料の徴収に係る規定がありません。したがって、市において条例で規定を設けなければならないとされています。

城下委員

使用料は、受益者負担という発想につながってくる面があると思うが、延長保育料について、公の施設の使用料として位置付けなくともいいのか。位置付けない場合にペナルティはあるのか。

町田保育課長

保育料等に関しては、これまで児童福祉法の規定の中で徴収することが

できるということとなっていました。しかし、児童福祉法の改正に伴い、子ども・子育て支援法の中では市の公立保育園の徴収に関する規定が設けられていないため、この度、条例の中に規定し提案したものです。

城下委員

条例の中で規定することはわかるが、使用料という名称で設定をしなければならない理由について伺っている。

町田保育課長

児童福祉法上の根拠がなくなったことから、使用料として規定するものです。

城下委員

そうであるならば、今までの延長保育の保育料は何に基づいて徴収していたのか。

町田保育課長

延長保育料金については、要綱において負担金として徴収していました。

城下委員

条例の中で、負担金という位置付けにすることは可能なのか。

町田保育課長

これまでについては、延長保育料金は保育料の15%という料金設定になっていたもので、負担金としての意味合いを有していたことから、そのような対応となっていました。このたびの提案については、あくまでも地方

自治法上の使用料という取扱いになっています。

城下委員

使用料として徴収しなければならないのか。負担金として徴収することは認められないということか。

町田保育課長

そのとおりです。

城下委員

負担金と使用料の違いについて、使用料には、いわば受益者負担の考え方が付随してくるということか。

町田保育課長

延長保育料については、負担金と解釈することは難しく、保育園という公の施設の利用対価として、特定の利益を享受する人がその実費を支払う使用料に位置づけられると考えます。

矢作委員

保護者への説明会が調整中であり、検討中であるとのことだが、現在どのような形で検討しているのか。

町田保育課長

どのような形でお示しするのが適当なのか、現在検討中です。

矢作委員

保護者会から開催の要望等はあるのか。

町田保育課長

料金に係る説明会についての要望等はありません。

矢作委員

延長保育料について、これまで保育料の15%として設定されていたものが、今回から1時間や30分あたりの時間外保育料を支払うこと等へと変わるが、月額4,500円の定額となる場合もあるということでは、高くなるケースもあるわけだが、それはどのぐらいの人数、割合なのか。

町田保育課長

正確な人数は、お示しできません。

矢作委員

現在、来年度の申し込みをしている段階であるため、そこまで細かいところはわからないということか。

町田保育課長

新制度であるため、実績がまだないということもありますし、利用者の方の勤務形態にもよりますので、月額4,500円の上限額にて利用される方がどれぐらいいるかということは、実際には届出を出してもらわないと明確な数値はお示しできない状況です。

城下委員

延長保育の上限設定については、短時間保育の利用者に対しては、市もそれなりに努力していることはわかったが、その一方で、従来の料金設定が変更されることに伴い、負担額に差が生じる可能性もあるわけだが、差がでないようにする検討はどのような形で進んでいたのか。

町田保育課長

延長保育料金の設定は、11時間を超えた部分に関しては、通常保育ではないということで、これまでも延長料金を徴することが可能でした。当市では、午後6時から徴収できるところ、午後7時からの負担として軽減していたという経緯があります。今回、時間外保育料については、使用料として負担してもらうことを考えています。

城下委員

どれぐらいの方が負担増となるのか。明確な数字はでないにしてもおよそその数は把握できないのか。

町田保育課長

午前7時30分から午前8時30分までの全利用者の利用率を100%とした場合、午前7時から午前7時30分までの利用率が12.5%、午前7時30分から午前8時までが32.3%、午前8時から午前8時30分が55.2%です。したがって、午前7時から午前7時30分の時間帯を利用される方は比較的人数が少ないということが見て取れるかと思えます。そのため、午前7時から午後6時という標準時間を設定するよりは、午前7時30分から午後6時30分という設定をした方が影響は少ないという判断がありまして、今回このような形を取りました。利用状況を考えて公平であろうと考えられることから設定したものです。

城下委員

そういった意味では、市でも配慮をしていたということはわかるが、国

において子ども・子育て関連3法を制定し、地方自治体は財政的に厳しい状況にある中で頑張っているわけだが、利用者にとっては現在負担金として位置づけられている延長保育料が使用料として徴収されることとなり、なおかつ今まで発生していなかった朝の時間についても負担をしていかなければならないという事実はあるわけである。この件に関し、1時間あたりの時間外保育料を100円とした根拠について伺いたい。また、条例化に伴い、どれぐらいの方が延長保育料の負担が増加していくのか。

町田保育課長

100円とした根拠は、人件費や施設の実際の光熱水費等から割り出したものです。午前7時から午前7時30分に登園される方がどういう勤務形態となるかは現在把握していないため、負担が増加する方の人数はお示しできません。

矢作委員

延長保育料の定額料金について、月額4,500円として算出した根拠を伺いたい。

町田保育課長

延長保育の平均の利用時間は1時間38分であり、これに基づいて先ほどの100円の単価等を考慮し算出したものです。

末吉委員

100円という金額の算出根拠は、人件費や光熱水費等から算出したとのことだが、100円では賄えないのではないかと。どういった算出となっ

ているのか。

町田保育課長

実際に、人件費、光熱水費等を考慮し算出すると、約210円が必要となります。

末吉委員

約210円が必要となるが、受益者負担としては半額弱をいただくということなのか。

町田保育課長

そのとおりです。

城下委員

使用料という位置付けで受益者負担という考え方のもとに今回の条例が提案されているかと思うが、保育園等運営審議会を傍聴した際、非常に新制度の中で苦勞されていると感じた。今回は公立保育園の保育料の条例化であるが、民間については、公立の保育園の保育料に準じて実施してもらうとのことだが、公私間格差の是正について、自治体としてはどのような支援が行えるのか。

町田保育課長

民間保育園の延長保育についての事業に関する補助はこれまでもありました。新制度においてもこの点については確保できそうである旨の情報は入っています。

城下委員	来年度の当初予算において変化が出てくるという理解でよいか。
町田保育課長	延長保育の部分については、これまでの事業を新制度導入に合わせて乗せ換えたというイメージになりますので、実際には大きな金額の差は生じないのではないかと認識しています。
城下委員	仮に差額が生じた場合には、国が対応してくれるのか。それとも自治体において対応することになるのか。
町田保育課長	その点については、国の動向によりますが、保育実態からすると、延長保育は自治体だけで対応してほしいということでは、難しい面があると考えています。
末吉委員	保育料の滞納者が178人、滞納額は1,729万円とのことであったが、これは過年度分も全て含んだ滞納額であるのか。
町田保育課長	現年度分だけの金額です。
末吉委員	過年度分についても伺いたい。
町田保育課長	人数が1,133人、金額が1億3,311万1,570円です。

末吉委員	その額には現年度分は含まれているのか。
町田保育課長	含まれていません。
末吉委員	何年で不納欠損としているのか。またその額はいくらか。
町田保育課長	時効は5年です。平成25年度の不納欠損の金額は1,217万9,150円です。
末吉委員	不納欠損処理に至った理由について、どのように分析しているのか。
町田保育課長	窓口等の対応であり、傾向とまで言えるかはわかりませんが、滞納の方々の状況は、多重債務の方も多く見受けられます。
末吉委員	今回、公の施設として条例で定めて保育料を決めていくわけだが、今後の中で、何か督促等で変わることはあるのか。
町田保育課長	督促等、これまでの料金の収納に関する実務についてはこれまでと変わらないと考えます。
城下委員	保育料の滞納を理由に退園はないとのことであったが、親の経済的な事

情と保育に欠ける子どもを支援するということは別の部分であり、そこについて確認したい。

- | | |
|--------------|--|
| 仲こども未来
部長 | 滞納を理由に退園させるということはできないと認識しております。 |
| 城下委員 | 前年に所得があっても、今年は何らかの事情で収入が激減するという方もいるかと思うが、そういう場合には、第4条の保育料の減免規定により、やむを得ない場合の対応はできるという理解でよいか。また、従来の減免と今回の条例化に伴う減免とに変わりはあるのか。 |
| 町田保育課長 | 基本的にはこれまでの減免の適用内容と変わらないという方向で検討しています。 |
| 城下委員 | 保育園等運営審議会においても、委員の方の中には、滞納により園を退園させるということは、子どもの命に関わる問題であり、その点の対応を懸念される方もいた。そういった意味では、家庭の子どもの保育の状況を担当課では把握しているかと思うが、所沢市要保護児童対策地域協議会等の連携や調整は行っているのか。 |
| 町田保育課長 | 担当課とは連携を取っています。 |

矢作委員	短時間保育利用の方の場合、標準時間の保育料と変わらない旨の話があったかと思うが、時間外保育を使っても負担が増えないという理解でよいか。
仲こども未来 部長	短時間保育を利用される方が、標準時間保育時間内の保育を使われた場合は、保育標準時間認定を受けた保育料と同額を支払いただくこととなります。短時間保育は1.7%分、標準時間保育料より定額となっていますが、2号給付の場合は、その差額が200円から600円ということで答弁いたしました。その差が月の上限の時間外保育料となりますので、結局、短時間保育利用の方も標準時間内の利用の場合は、保育標準時間の保育料と同額となるという料金設定にしているものです。
西沢委員	それは要綱や規則に規定されているのか。
町田保育課長	この度の条例の別表の備考に規定しています。
城下委員	差額の最高額が600円という理解でよいか。
町田保育課長	3号給付における最高額は1,000円になります。
矢作委員	延長保育の保育料について、負担が増額する方の割合の見込みはまだわ

からないということだが、おおよそでもわからないのか。

町田保育課長

増加する可能性もありますが、実際に利用される方の状況によりますので、明確にはお答えできません。

仲こども未来
部長

制度の変更後、どのぐらいの方が延長保育を利用するかということは十分に把握できていません。短時間保育時間を利用する方がどれぐらいいて、標準時間を超えてどれだけ利用するかということを予想することは難しい状況です。通常、短時間保育認定の方が1時間保育分を超えて使うということはあまり考えられないと思いますが、これまでの時間設定では、午後6時から午後7時までは無料でした。午後7時から午後8時までには200円の時間外保育料をいただいております。今回、時間設定をずらし、午後6時30分から午後7時までの分を徴収することになりますので、単純に考えますと、これまでの1時間分が1時間30分になりますので、市の歳入としては1.5倍程度になると想定しています。今まで、午後6時から午後7時までは無料であったため、午後6時35分に行っても無料でした。しかし、今後、午後6時30分から午後7時までの30分については、100円を支払っていただくことになると、午後6時35分に来ていた方は、午後6時29分に入れば、無料の部分で対応できますので、利用の仕方によっては100円がかかったり、かからなかったりすることになります。しかし、現在、午後6時35分に来ているのか、午後6時5

9分に来ているのか、といったことまでなかなか把握しきれない部分もありますので、現時点で何名の方がどれだけ増加するのかということは算出しきれない状況です。

城下委員

歳入が1.5倍になるとのことだが、この延長保育料の歳入が1.5倍増えるという理解でよいのか。

仲こども未来
部長

今まで、午後7時から午後8時までの1時間分しかいただいていたわけですが、その部分が30分前倒しとなり、30分部分は時間外保育料をお支払いただくこととなりますので、単純に考えると1時間分であった時間外保育料が、1時間30分となるので、1.5倍程度の保育料収入の増加になると想定したものです。

城下委員

来年度の予算には、歳入の見込みを計上するわけだが、すでにどれぐらいの額となるか、想定はされているかと思うが、今回のこの料金設定とすることで、延長保育に伴う保育料収入の増加分はどれぐらいの金額を想定しているのか。

町田保育課長

現段階では、年間約1,100万円を見込んでいます。

城下委員

現在は年間いくらか。

町田保育課長

平成25年度決算額は、約870万円です。

矢作委員

消費税の増税が先送りになっているということでは、何か自治体へ情報は来ているのか。

町田保育課長

現在国から情報等は入っていません。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第136号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定について」、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の保育料を見直す条例制定は、来年度からの子ども・子育て関連3法に基づくものになっています。これまでの保育料を公の施設の使用料として位置づけていますが、担当課で保育園を利用している保護者の負担軽減のためにいろいろと努力をしていることが質疑の中でわかりました。

しかし、残念ながら、国の制度が保育を市場化していくという目的の中で、地方自治体にもその仕事がおりてきて負担になること、また、延長保育について負担が増える保護者が出てくるのが明らかになっています。

子育て世代が大変な中で新たな負担を押し付ける内容であり、また、地

方自治体にとっても仕事量が増えていくという厳しい状況の中での条例制定となります。利用者の負担が増えるというところで認めるわけにはいきません。

中村委員

至誠クラブを代表して、議案第136号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定について」、賛成の立場から意見を申し上げます。

本来、負担金から使用料に改めた点や、保育時間の短時間の場を設定したということを考えれば、例えば、保育短時間の方が保育標準時間と同じだけの利用だった場合に、保育標準時間と同じだけの負担をいただくという事は、少し趣旨を逸脱した部分でもあると思いますし、使用料という意味では、今までの負担金とは性質が違うという観点からして、本来ならば、もっと利用者にご負担をいただかなければならないという部分があるにもかかわらず、制度変更に伴う利用者の変化を極めて抑えた、優しい制度だと思います。そういった意味で賛成とさせていただきます。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第136号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例制定について」、賛成の立場から意見を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等を定めたものであり、保育料の額について

は、市町村が定める必要があります。新制度ではこの施設の使用料として
条例に根拠を定め徴収する必要があります、これに伴い、公立保育所における
時間外保育事業や一時預かり事業の保育料についても同様であると解す
るところです。よって適当であると解し賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第136号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき
ものと決する。

【議 事】

- 議案第145号「所沢市立所沢児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第146号「所沢市立第二所沢児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第147号「所沢市立北秋津児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第148号「所沢市立第二美原児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第149号「所沢市立第二東所沢柳瀬児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第150号「所沢市立西富児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第151号「所沢市立第二上新井児童クラブの指定管理者の指定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

石井委員長

議案第145号、議案第146号、議案第147号、議案第148号、議案第149号、議案第150号、議案第151号については、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。（委員了承）

城下委員

指定管理者の指定の期間について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としているが、3年間とした理由について伺いた

い。

井上 青少年課
長

指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドラインでは、原則「公募」で指定期間は5年以内を基本とするとしています。非公募とする理由は、公募による募集期間や利用者への周知期間が足りないためです。選定委員会においても原則公募であるが非公募とするため、5年間とする必要はないのではないか、また、このたびの指定管理者の指定にあたっては、24の児童クラブを、一括で指定することとするが、今後、更新の際には、例えば地域ごとにいくつかの児童クラブをグループ化するなどの意見があったことから、その検討期間を考え3年間の指定期間としたものです。

城下委員

3年間の指定期間では、次の指定管理者の指定の準備はいつ頃から始めるのか。

井上 青少年課
長

選定は、前年の4月以降に始まることとなりますので、平成29年4月頃から始めることになると思います。

城下委員

職員と子どもの信頼関係の構築といったことを考えると、1年前から準備を進めていく現在の状況においては、引き継ぎや移行にあたっての事務等、さまざまな課題が出てくるかと思うが、この3年間という期間設定にあたっては、どのような議論があったのか。また、保育の基準については、

どうなっているのか。

井上 青少年課
長

引き継ぎについては、申請時の提案書において、指定期間内での引き継ぎを提案していただいております。保育の基準については、市から仕様書を示しており、その仕様書にそって運営を行ってもらうこととなります。

矢作委員

所沢市は児童館については公募により指定管理者を選定しているが、児童クラブは児童館とは明らかに違う性質があると思う。児童クラブは児童福祉法に規定されている施設であり、やはり非公募での選定が妥当ではないかと思うが、選定方法についてはどういった方向で考えているのか。

井上 青少年課
長

所沢市は、児童クラブと児童館生活クラブがありますが、放課後児童健全育成事業ということで、同じ事業です。児童館生活クラブについては、公募により指定管理者を選定していますが、利用者の方からも高い評価を得ているところです。児童クラブについても、同様に公募で指定管理者を選定することは問題ないものと考えています。

矢作委員

児童クラブの何施設かをグループ化して指定管理者による運営を任せられることを検討しているようだが、グループ化とはどういった考え方で行う予定なのか。

井上 青少年課
長 グループ化については、指定管理者選定委員会の中で話が出たものであり、具体的な検討はしていません。

中村委員 指定管理者の指定にあたっては、所沢市は原則公募によることとしてきたかと思う。福祉的要素のある施設等は公募によることはできない場合もあったわけだが、時間がないから公募によらないという理由はなかったと記憶している。この度の非公募によることとした根拠は、指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドラインのどの規定によるものか。

井上 青少年課
長 市の指定管理に係るガイドラインの中に、原則は公募により選定する旨の規定がありますが、選定委員会は7つの要件に該当すると認めた場合については、公募によらず指定管理者を選定することができるかとされています。この度は、公募によらない合理的または客観的な理由がある場合という部分に該当するという選定委員会の判断により非公募となったものです。

中村委員 学童サービスに指定管理者を導入する目的と効果について、改めて確認したい。

井上 青少年課
長 児童館は指定管理者制度をすでに導入していますが、指定管理者による運営では、ノウハウを有した専門的な方々が運営を行うため、より質の高

いサービスを提供してもらえるとという利点等もあると考えます。また、人件費等のコストの面からもメリットがあると考えます。

中村委員

今回、非公募により、これだけの児童クラブの運営にあたる指定管理者を指定するわけだが、指定管理者制度導入の効果を十分に果たすことができるのか。

井上青少年課
長

これまでの運営の実績等を考慮すると、一定の効果はあるものと考えています。

中村委員

非公募により指定管理者が選定され、児童クラブが運営されていくに際し、依然と比べて、コスト面、サービス面でどう変わっていくのか。どうよくなっていくのか。

井上青少年課
長

今回については、委託業務で行っていた事業に指定管理者制度を導入するというものであるため、大きな金額の変化はないものと考えておりますが、モニタリングを行ってまいりますので、サービス面での向上は図れるものと考えます。

中村委員

今まで運営してきた事業者といえども、指定管理者となった方が自由度は高まるわけであり、その部分をうまく発揮していただき、実際に施設を

利用される方々の満足度を上げていくということが重要になってくるか
と思うが、その点はどうか考えているのか。

井上青少年課長 モニタリングに加え、保護者の方にアンケート等も実施することを予定
していますので、さまざまな要望等を確認し満足度を上げていきたいと考
えています。

中村委員 このたびの指定管理者から、今までの委託事業とは異なる提案は示され
たのか。

井上青少年課長 今回については、これまでの実施事業が主なものとなっております。今
後さらに、独自で利用者の満足度を高めるような事業を行うよう働きかけ
てまいります。

中村委員 そういったことも踏まえたうえで、今回は3年間の指定期間としたもの
と思うが、今回、競争原理が働いていないため、同じような形になってし
まったのかと思う。もっと言ってしまえば、利用者の方々により満足して
もらえるような提案が公募であればあつてしかるべきであつたかと思う。
ただ、今回に関しては時間がないとのことであつたが、様子を見るという
意味合いがあつて、3年間の指定期間としたのではないのか。

井上青少年課長 選定委員の方からも、今後は公募で競争原理を働かせていくべきではないかといった意見もあり、3年間としたものです。今後については、選定委員会の中で、公募、非公募は決定していくわけですが、本市としては、そういった意味でも公募が適当であると考えています。

西沢委員 モニタリングについてだが、今回、24施設を一括で受託している事業者もあるが、そういったところも、1施設ごとのモニタリングが行われるということか。

井上青少年課長 施設ごとにモニタリングを行っていきたいと考えています。

西沢委員 このたびの児童クラブに係る指定管理者は、7事業者であるわけだが、1事業者が1施設を運営している場合や、24施設を運営しているところがある。この点で、チェックを受ける側からすれば、100%のチェックを受けるところと、例えば、24施設のうち、8施設のチェックを受けるのみというところがあると、不公平感が生じてしまうのではないか。そういったことはあってはならないと思うわけであり、全施設をモニタリングできる体制を作っていかなければ、3年後の公募についてもおぼつかないのではないか。

井上青少年課長 7運営団体ということではなく、30施設を対象として考えていますので、30施設について同じようにモニタリングを実施していきたいと考えています。

西沢委員 平成26年の9月定例会において、所沢市立児童クラブ条例が可決され、利用料が1万円となったが、その額は、1児童の1ヶ月あたりの費用を算出し、それに対して公費負担50%、利用者負担50%として算出されたものであった。今回、指定管理者の指定を行うにあたっての委託料について、利用料と委託料が同程度の金額になるという印象でいたが、今回、収支見積書を見ると、必ずしもそうはなっていない。この点の考え方について説明してほしい。

井上青少年課長 利用料の考え方は、公費負担、利用者負担それぞれ50%ずつが原則ですが、これまでは、障害児加配の人件費や、おやつ代等も含まれて1万6,600円や1万3,000円といった額となっており、各運営団体に設定していました。この度、障害児加配の分は全額公費負担にすることとなり、また、おやつ代については、それぞれの運営団体が保護者との話し合いで決めていただくことになっていますので、その点を差し引くと、概ね50%ずつの負担となります。

西沢委員 9月定例会の資料では、障害児加配を入れても55%と45%という負

担割合になっているが、そのようなイメージで委託料を算出しているのか。

井上青少年課長 今回の収支見積りに関しては、基本の契約に基づくものであり、40人という一つの単位を基準に人件費等を算出してもらっています。全体で考えると、例えば、人数が増加した施設に関しては、もう一つの単位を出していただきます。そして、結果を見て単年度で別契約をしようと考えていますので、今回の収支見積りに関しては、基本の40人の単位を基に示してもらっています。

西沢委員 40人が支援単位ということで、どこの事業所も40人を前提にして、収支見積書を提出したということか。

井上青少年課長 そのとおりですが、40人に満たないと見込まれるクラブについては、30人を前提にしているところも10カ所あります。

城下委員 利用する保護者にとっては、まだ十分に指定管理者制度に移行したということを知らない方もいるわけであり、1万円になったということの説明ももらっていないという方もいるが、保護者への説明についてはいかに考えているのか。

井上青少年課長 周知については、10月末に保護者あてに文書をお送りしています。また、11月の半ばにホームページにおいてこの点に関する情報を掲載しました。保護者への説明会についての要望も一部ありましたので、保護者の代表者の方を対象に1月頃に説明会を実施したいと考えています。

城下委員 3年後の選定時においては、担当課としては公募が適当であると考えている旨の答弁があったが、選定委員会の審議により決めるということであり、その点がよく理解できない。

井上青少年課長 児童館においても、公募で指定管理者を選定しておりますが、利用者からも高い評価をいただいておりますことから、公募で問題はないというのが担当課としての考え方です。ただ、公募、非公募の決定については、選定委員会の中で決めることになります。

城下委員 児童クラブ等を馴染めずにやめてしまう子どももいるわけだが、なぜやめてしまったのかということの分析等も指定管理者制度導入後においてもしっかりとやっていかなければならないと思うが、いかに検討しているのか。

井上青少年課長 生活クラブ等では、やめる場合の理由についても記載してもらっていますが、正直に馴染めなかったといったことを記載できない場合もあると思

	<p>いますので、その点は、現場と連携を取りながらしっかりと把握していき たいと考えています。</p>
城下委員	<p>大規模児童クラブについて、これから指定管理者による運営が始まるわ けだが、施設整備の考え方についてはどのように議論しているのか。</p>
井上青少年課 長	<p>大規模児童クラブに係る施設整備については、地域の状況を確認すると ともに、小学校に協力をいただきながら、対応していきたいと考えていま す。</p>
矢作委員	<p>これまで、市の見解としては、児童館生活クラブと児童クラブは位置付 けが違うということがあったかと思うが、この児童クラブはこれまでの成 り立ちの経緯からして地域立的な位置付けということも非常に大きいと 感じている。まさに子育て支援は、そういった保育の蓄積が重要であり、 同じ児童クラブがそこにずっとあるということが、子どもたちの成長にと ってプラスに働くことも聞いているのであるが、この点について、市はい かに考えているのか。地域コミュニティの創出ということにもかかわって くるかと思うが、どう考えているのか。</p>
仲こども未来 部長	<p>児童クラブについては、保護者会の立ち上げにより始まってきたという 経緯があります。そうした中、NPOを立ち上げていただき、市の事業と</p>

して一括委託してまいりました。現在も、保護者会が運営している児童クラブも2施設あります。そういったさまざまな状況はあり、地域立による良さというものもあるかと思えます。一方では、専門家といいますか、広くノウハウのある事業者が運営していくというメリットもあると思えます。今後、選定委員会の中で委託先についても議論がされていくものと考えています。

矢作委員

仕様書に基づき契約をしているとのことだが、例えば、滞納を理由に退所させることができるのか。また、例えば、遅刻を3回したらやめてもらうといったこともある旨を聞いたが、現状はどうなのか。

井上青少年課
長

仕様書では滞納による強制的な退所ということは示していませんが、滞納による退所を規定している事業所があることは承知しております。

矢作委員

児童クラブは児童福祉施設であり、地域で一人で過ごすということがあったりすると、子どもたちの放課後の安心・安全ということにもかかわるので、滞納や遅刻を理由として退所となることはないという理解でよいのか。

井上青少年課
長

その年の途中で、滞納や閉所時間にお迎えに来ないなどで退所の措置が行われるということは市としては考えていませんが、改善が図られない場

	合は、翌年の入所に関する評価においてペナルティがあります。
城下委員	施設整備に関しての計画を策定し、整備を進めていくという理解でよい か。
井上 青少年課 長	計画については、今後策定していく必要性があると考えています。
城下委員	子ども・子育て事業計画の中に、この点について位置付けていくという 理解でよいか。
井上 青少年課 長	子ども・子育て事業計画とは別の計画として考えています。
城下委員	子ども・子育て支援法は、学童についてもそれを射程に入れている面が あるかと思うが、別の計画として施設整備を位置付けていくのか。
仲こども未来 部長	子ども・子育て事業計画は、市としての保育の必要量という面から策定 するものです。今後、青少年課で検討していく予定の施設整備については、 大規模化といいますか、増えることが予想される児童クラブについて、ど のように対処していくかという考え方を示す計画が必要であると認識し

ています。これと子ども・子育て事業計画と関連がないかというところではなく、担当課として整備にかかる方針をもとに個別事業を実施していく際、数量的にはどうなるかということや大きな方向性等については、子ども・子育て事業計画に基づくことになると考えています。

城下委員

学童等に係る施設の整備計画については、これからすぐに着手するという理解でよいか。

仲こども未来
部長

すでに条例化している基準もありますので、担当課としてはその条例に基づき、検討していく必要があると考えていますので、なるべく早い時期に考え方をまとめてまいります。

末吉委員

児童館生活クラブと児童クラブについて、放課後児童健全育成事業として、同じ位置づけのものという認識なのだが、この点について確認したい。

仲こども未来
部長

児童館生活クラブ事業と児童クラブ事業は児童福祉法に基づく、放課後児童健全育成事業であり、同じ事業という位置付けです。

末吉委員

公募とした場合には、利用者への十分な周知期間や募集期間、選定期間等を確保することができないので、今回は非公募として対応するとのことだが、選定委員会では、時間的な問題での非公募であれば、3年間という

指定期間では長いという意見があったかと思う。3年ではなく、もっと短くても良いのではないかと思うが、この点について伺いたい。

井上 青少年課長
今回、事業者によっては一括して24児童クラブについて、指定管理者としての指定を受けており、グループ化といったことも検討していく必要がある旨の話も出ていましたので、そういった検討期間も考慮し、選定委員会では3年間としたものです。

末吉委員
児童クラブを全体として見れば、収支の差額が少ない旨の話があったが、それで適当であるのかと感じる。個々の施設で収支がマイナスとなっている施設があっていいのか。この点はどう考えているのか。

井上 青少年課長
選定委員会では、附帯意見として、施設ごとに収支を完結すべきとしています。担当課としても同じく施設ごとに収支を完結すべきと考えています。

城下委員
学童については、子どもたちの放課後の生活の場という位置付けもあり、児童福祉法に基づく施設であるわけだが、保育の継続性ということについてはいかに考えているのか。

井上 青少年課
保育の継続性については、同じ支援員に続けてやってもらった方がいい

長
という意見もあります。ただ、児童館で指定管理者制度に移行した際、直営でやっていた職員から指定管理者の新しい職員が来たとき、そこにいた児童において大きな問題はなかったということ、また、利用者からの評判も良かったということ等から、影響はないものと考えています。

城下委員
やめていく子どもがいるということもあり、実態は把握していく必要があると思うわけであり、運営主体が変わることに伴い、保育の方針も変わるわけであるから、その点はしっかりと考えていく必要があるのではないかと。

井上青少年課
長
同じNPOが運営していても、その中で人事異動等により職員が変わることもありますが、人が変わった際、子どもの調子が悪くなったということも聞いていませんので、大きな影響はないと考えています。

休 憩（午後0時0分）

再 開（午後1時1分）

末吉委員
こども未来部指定管理者選定委員会の会議録に、児童クラブでのバザーは児童クラブ事業ではなく保護者会の活動であるという内容の記載があったことについて、各事業者の収支見積もりを見たところ、自主事業にお

やつ代や延長保育料であるとかの明細が書き込まれている事業者と、明細を記入していない事業者とがあったので、自主事業の収入についての考え方について再度確認をしたい。

井上 青少年課長
自主事業における収入につきましては、運営団体の収入としてよいこととしています。

末吉委員
自主事業だからといって何でも徴収してよいということではなく、内容をきちんと見ていくべきだと思うが、いかがか。

井上 青少年課長
自主事業の内容につきましては、事前に市と協議をした上で、市が実施について判断をしています。

末吉委員
定員の意味について確認したい。

井上 青少年課長
児童が多い一部の児童クラブから、定員を決めたいという話があったため、運営団体と市で協議し、今後待機児童が増えないよう、市でも対策を考えるので、これまでどおり、受け入れ児童数の制限をしないよう伝えたものです。

末吉委員
定員の考え方については、誰が責任をもって決めるのか。

井上 青少年課長
基準を定めたことから市が行ってまいります。ただし、経過措置を設けておりますので、いろいろな課題を解消しながら経過期間の中で行っていくものです。

矢作委員
会議録に「利用児童数40人すなわち登録児童数53人を想定した指定管理の仕様とし、登録児童数が53人を超えた場合は、別途委託契約を結ぶ」とあることについて、説明願いたい。

井上 青少年課長
基本的な契約について、40人が一つの支援単位ですが、国から実際の利用率に見合った数字としてよいとの技術的助言があり、所沢市の場合は75%です。40人を75%で除すると53人であり、そこまでが一つの支援単位でよいこととなります。一時的にこの人数を超えるのではなく、恒常的に53人を超えるクラブについては、2つ目の支援単位を考えるととなります。支援単位が1つふえたことにより、支援員の人数も足りなくなってしまうので、その場合は、年度ごとの別契約で行うことになっております。

矢作委員
別契約は、年度当初に契約をするのか、経過を見て途中で見直すのか。

井上 青少年課長
まずは、年度当初に判断をいたします。その後、一時的ではなくある程度の期間を超えて人数が超過する場合は、半年に一度を目途に見直しを行

う予定です。

矢作委員

昨日の議案質疑にもあったが、児童クラブ30施設の中で15施設が対象だということによいか。

井上青少年課
長

現状では30施設のうち15施設が人数超過しております。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。
今回、30の児童クラブの指定管理者の指定が提案されております。今回は非公募で3年ということですがけれども、次回の選考の際にも、児童福祉でもありますし、地域コミュニティの創出ですとかこれまでの成り立ちの経過から見ても非公募とすることが望ましいと考えます。

末吉委員

民主ネットリベラルの会を代表して意見を申し上げます。事業者への十分な周知期間や募集期間、また、選定期間などを確保することができないという理由で、今回、非公募で3カ年の指定期間を設けています。次の公募に向けた選定の時間としましては、もう少し短い期間でもできたのではないかと思います。今後市内でのグループ分けなどをしていくとのことですので、3カ年はそれに向けての準備期間であると理解します。今後

の放課後児童健全育成事業のなお一層の充実を期待し、賛成といたします。

中村委員

至誠クラブを代表して賛成の立場から意見を申し上げます。今回、時間もなかったということで非公募にて行ったわけですが、それに伴い、指定管理者制度の導入のメリットが十分に発揮されなかったのではないかと懸念があります。ただし、保育の継続性という観点や急な制度変更によるものと考えます。3年が経過したときには、委員会で出た議論を踏まえた適切な対応をするよう希望します。

【意見終結】

【採 決】

議案第145号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第146号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第147号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第148号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第149号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第150号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第151号については、全会一致、可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

（当委員会所管部分：こども未来部）

【補足説明】 なし

【質 疑】

末吉委員 障害児通所給付費追加について、障害児の放課後事業を行っている施設数を教えてほしい。

青木こども福祉課長 放課後等のデイサービスが該当するかと思いますが、平成26年11月1日現在、市内の事業所で14カ所です。

末吉委員 そのうち、肢体不自由児が入れる施設はいくつか。

青木こども福祉課長 市内の事業所では1カ所です。

末吉委員 保護者のニーズに対し、施設数は充足しているのか。

青木こども福祉課長 潜在的なニーズがあることは、承知をしていますが、障害の定義、つまり利用対象者が広がっており、従前の手帳所持者のみが利用できるわけではないので、なかなかはかることが難しい状況です。それぞれの障害特性

により、難しい面もありますが、基本的には、障害種別にかかわらず受入れをお願いしています。

末吉委員

実際のところ、特に肢体不自由であったり医療的ケアが必要であったりする方について、すべての施設において受け入れ可能な条件が充実しているのか。

また、事業者からの声に対してまだこたえ切っていないということであれば、整備の方針などはあるのか。

青木こども福祉課長

平成24年4月に児童福祉法が改正され、所沢市内でも平成25年度後半頃から事業所の立ち上げが続き、先ほど申し上げた数の事業所がオープンしているという状況です。

それ以前から障害児の一時的な預かりということで日中一時支援事業というものがあり、こちらと一部サービスが被るところが出てきております。肢体不自由児や医療的ケアが必要なお子さんたちの事業所での対応ですが、現在、日中一時支援事業と、障害児通所支援事業の2つの事業で対応しています。ニーズも幅広く、すべてに対応しているかということについては、難しい状況です。

末吉委員

以前に比べれば施設整備が進み充実してきていることは承知している。以前、障害児学童クラブは、つばさとくじらの2カ所でした。法改正によ

り以前からやっていた施設に関して運営費が変わったり、運営が苦しくなったりするようなことはないのか。

青木 こども福祉課長

ご案内の2事業所については、法定サービスに移行しておりますが、運営側でも定員等について整理しながら行っており、特に運営費に差が起るようなことはないと認識しています。また、法定サービスに移行することにより、国・県の負担も入り、補助金事業よりも安定的に運営ができ、利用者負担の軽減措置もあり、メリットは大きいと思います。

城下委員

児童福祉運営費の平成25年度保育対策促進事業費補助金返還金について、返還した理由を説明してほしい。

町田保育課長

利用者数等が見込みより下回った事業ということで今回返還金が生じたものです。

城下委員

病児・病後児保育事業については、施設が少しずつ増えてきていますが、保育実態として利用者数は増えている傾向にあるのか。

町田保育課長

顕著な増減はありませんが、市の事業計画の中では量についても精査して盛り込むことになっています。

末吉委員

富岡保育園解体工事について、新園舎建設工事までの具体的なスケジュールを教えてください。

町田保育課長

仮園舎の工事は平成26年10月から着工しており、平成27年2月に工事完了を予定しています。既存園舎の解体を平成27年2月から5月まで予定しています。

新園舎は平成27年5月に着工を考えており12月に工事完了、平成28年1月に引っ越しを予定しています。

【議案第130号こども未来部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

【議 事】

○議案第135号「所沢市新型インフルエンザ等対策有識者会議条例
制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

矢作委員 任期について、第3条に「委嘱又は任命の日から協議を終了した日まで」とあるが、委嘱、任命する日とはどういった日になるのか。

須田保健医療
担当参事 新型インフルエンザ等が海外又は国内で発生した際に設置しますので、その際に委嘱又は任命ということになります。

矢作委員 その判断は市が行うのか。それとも保健所等からくるのか。

須田保健医療
担当参事 新型インフルエンザ等が発生したということについては、WHOが行う新型インフルエンザのフェーズ4の宣言等に基づき厚生労働大臣が発生した旨を公表いたしますので、それに基づいて市も行動することになります。

矢作委員 設置についての連絡がどこかから市へくるのか。

須田保健医療 所沢市新型インフルエンザ等対策有識者会議は法定の会議体ではなく

担当参事

任意の会議体ですので、発生が分かった時点で、市が、所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき設置することになります。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第135号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

（当委員会所管部分：健康推進部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【議案第130号健康推進部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午後1時32分）

（説明員交代）

再 開（午後1時35分）

【議 事】

○議案第142号「所沢市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

現在指定管理になっているが、指定期間はいつまでか。

内堀スポーツ

平成26年度から平成30年度までです。

振興課長

城下委員

今回の条例改正によると、来年度には所沢市弓道場を廃止するわけだが、前回の指定管理を出す際に、今回のNPO法人所沢市弓道連盟を立ち上げてそちらでやってもらうという話は出ていたのか。

内堀スポーツ

この件につきましては、本年4月に弓道連盟からお話をいただいたものです。

振興課長

中村委員

現在の建物は市のものか。市の建物だとした場合には、今後のことだが、立て替えて行うということか。

内堀スポーツ

現在の建物は市のものです。市で解体した後、弓道連盟が弓道場を新築

振興課長

いたします。

中村委員

参考までに何うが、建物の帳簿上の評価額はどのぐらいか。

内堀スポーツ

把握しておりません。

振興課長

末吉委員

維持管理及び立替え等に関する経費を抑制できるということだが、いくら削減になるのか。

内堀スポーツ

現在の維持管理に係る年間の経費ですが、指定管理に係る管理委託料が

振興課長

30万円、民地より借用している遠的場の借地料として77万円、火災保険料5,000円、これら固定的な歳出です。

城下委員

今回、施設を廃止する条例だけが議案となっているが、予算の関係は改めて出てくるのか。

内堀スポーツ

新年度予算で解体費用をお願いしたいと考えております。

振興課長

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第142号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

（当委員会所管部分：教育委員会）

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

教育指導費の印刷製本費追加について、新学期4月から使いたいとのことで提案されているものだが、平成22年6月に教育福祉常任委員会で、「今後の改善に当たっては、現状のままの事業続行は容認しがたいので、委員会で出された意見を4点提案する」として以下の提言を行っている。

1. 英語学びノートのように、利用対象や目的を絞り込む。
2. 現状の全員配布から、製本配布を希望しない利用者には配布しない制度を設ける。
3. 著作権料の支払いも含め、教科書準拠の内容とする。
4. 廃止すると言う選択肢もあるのではないか。

これらについて教育委員会としてはどのように検討したのか。

山口学校教育
部次長

保護者の意見、学びノート活用等検討委員会等の意見を鑑み、今後の方向性としては継続して進めていくことになりました。

1点目の利用対象や目的の絞り込みですが、国語や算数の継続について、続けてほしいという意見が多く、特に国語に関しては中学校でのデジタル化を進めました。

2点目の配布を希望しない利用者には配布しない制度を設ける点についてですが、学校としてはやはり全員が同じ歩調で進めることが必要であると感じており、保護者からも配布の取りやめや不要だという意見は感じられなかったため、全員配布という形で考えました。

3点目の著作権料の支払いも含め、教科書準拠の内容とする点につきましては、平成23年度から教科書に則した内容となっており、使いやすくなったという意見を聞いております。

4点目の廃止の選択肢につきましては、そのような意見が全くないということはありませんが、大方の意見において、予算も含めさらに改善をしていくということでしたので継続となりましたので、実施させていただくものです。

城下委員

保護者の意見はどのような形で聴取したのか。アンケートなどを実施したのか。

山口学校教育
部次長

学びノート活用等検討委員会には保護者代表としてPTAの方が2名入っており、年間2回の会議に参加しておりますので、その際に、学校から意見を吸い上げています。一人ひとりの保護者からの意見は聞いておりませんが、学校からのアンケートは毎年行っております。そのほか、学校が保護者の意見を吸い寄せたものをあげてもらっています。

城下委員

各学校では保護者に対するアンケートは実施していることは知っているが、その中に学びノートに関しての意見項目はない。つまり学びノートの必要性についての意見聴取はやっていないのだから、学びノート活用等検討委員会の中のPTA 2名の方の意見がすべての意見であるという解釈には違和感がある。4点の意見についての検討を教育委員会ではしなかったということなのか。

山口学校教育
部次長

PTA 2名の方の意見だけでは足りないことは認識していますが、学校からの意見というのは、学校での懇談会等で担任が聴取した意見を校長がこちらへあげているものですので、特に意見を請うことはしませんでした。

城下委員

常任委員会から行っている提言について、今後、保護者から直接意見聴取をするようなことは検討しているのか。

山口学校教育
部次長

検討について検討させていただきます。

末吉委員

学びノート活用等検討委員会へは内容を示し、議論してもらっているのか。

山口学校教育
部次長

話題を提供し、話し合っております。

末吉委員

学びノート活用等検討委員会でどういう議論をし、それぞれの項目についてどのような検討がなされたのかを知りたいわけだが、先ほどからの答弁を聞いていると、意見聴取に対する積極性を感じられない。非常に受け身であるようだが、積極的に意見を聞くようなことは行っていないのか。

川音学校教育
部長

先ほどからご指摘があるような、学校から、あるいは教育委員会から保護者一人ひとりに直接声をかけるようなアンケートは実際にはしておりません。ただ、各学びノートを作成するにあたっては、作成編集員が小学校の算数・国語、中学校の数学・国語とそれぞれにおり、校長1人と教員4人または3人の編集員で作成しています。この編集員は各学校の職員ですので、この方たちが保護者からの意見を聞き、学びノート活用等検討委員会に持ち寄るという形で意見はきちんと伺っております。

末吉委員

作成について意見を聞いてきちんと作っていることはわかった。ただ、対象や目的を絞り込んでいくということについて、小学校・中学校という大きな枠の中で、学びノートは家庭学習なのか授業の補助なのかという議論もあった。学びノート事業の今後のあり方に対する提言の趣旨は、学びノートの活用や扱いをどうしていくかということについて問題意識をも

って再度議論してもらいたいということだったと思う。その点をどう捉えているのか。

川音学校教育
部長

名称に「作成」・「編集」という言葉がありますので、作り上げていく過程での議論と捉えていただいたのかと思うのですが、議会から示された提言については、その会議の中できちんと議論されています。

議論の記録については持ち合わせておりませんので今ここでお示しすることはできませんが、内容についての意見としては、教科書に沿ったものではないので使いにくいというものが非常に大きな声でした。前の学年での復習がいつでもできるようにという形を取っていたためだったのですが、学びノートを授業の中で使いたい、そうすることによって子どもたちも家に帰ってからの復習がしやすいという声でした。このため、非常に大きな労力をかけて話し合い、中身も変えてきたという経過がございます。

末吉委員

前回、平成22年の時には、佐藤教育長が、見直しの時期にはきており、改善していかなくはないと感じているという内容の答弁をしていましたが、その改善についてはなされてきたのか。

山口学校教育
部次長

教科書に準拠したものをという点については部長からの説明のとおりですが、もう1つ、話し合いの中で、学びノートに書き込む文字が小さい

のでもう少し大きくしてほしいという意見も出ておりましたので、サイズを大きくし、A4版にして書き込めるようにしました。そのことにより使いやすいという意見をいただいております。

3点目として、子どもの実態に則すということが一番大切だと考えておりますので、授業中の子どもの様子や学力テスト等からわかった子どもの苦手な面を勘案し、その部分を特に強調して多く記載するなど、意見を反映した改善を図りました。

4点目として、所沢市独自の事業であることを目玉としておりますので、所沢市の地名や有名なもの等を含めて親しみやすいものとししました。

末吉委員

平成22年から議論があった中で、なぜ、今、4月からということでの補正予算なのか。また、4月からということについてのメリットがあるのか。

山口学校教育
部次長

これまでの間にも改善したい気持ちはありましたが、ここにきて以前にもまして4月の始業時期から学びノートを配布して欲しいという声が大分大きくなりました。

学校としても時期が遅れると市販のドリルを買わなくてはならないので、4月当初の配布であれば負担軽減につながるということがあります。

また、学力向上推進事業として取り組んでおります学び創造プランについて4月当初から進めていきたいという思いもありました。

末吉委員

平成22年の時には児童・生徒1人あたりでは1冊につき188円の経費がかかっているとのことでしたが、今回は1人あたりではいくらになるのか。

山口学校教育
部次長

1冊あたりの単価になりますが、小学校の方が国語・算数各115円、中学校は各76円です。

内藤教育長

詳しい内容は次長から説明がありましたが、はじめたきっかけは、学習指導要領の改訂により授業時数が減ったり、ゆとり時間が始まったりということでしたが、確かな学力をつけさせたいということで市が独自にこのようなものを作ったということは、他市にはなかったかと思います。

基本的には主体的な学習を習慣化させて、一人ひとりの学習意欲を、学校と家庭での反復練習の中でつけさせようということが動機です。もう1つには、こうした自主的に独自の教材を出すことで、保護者の経済的な負担軽減を図るというねらいがあります。

海外の日本人学校や現地校に行っている所沢の子どもたちの中には、現地の夏休み期間中に日本に帰ってきて、日本の学校を体験したいということで市内の学校に通学して体験学習をする子どもたちがおります。2カ月ぐらい前になりますが、昨年の体験学習で学びノートを海外に持ち帰った子どもの保護者から、日本人学校で学びノートが非常に高い評価を得ていると伺いました。海外で復習反復するのに役立った、所沢市の郷土カルタ

や古典などのいろいろな情報があつて大変助かつたという声をいただいております。

末吉委員

当初、学びノートは家庭学習の補助ということだったと思うが、昨日の議案質疑の中で、朝自習や授業の最後や夏休みに使用するという答弁があつた。使用の目的についてだが、使う場所が学校であつたり家庭であつたりするためにあいまいになっていないか。目的や対象を明確にして欲しいという議論があつたかと思うが、いかがなものか。

山口学校教育
部次長

一つの教材について目的が1つあつてその目的を果たすという考え方もありますが、幅広く使えることもこの教材のよさではないかと考えています。

例えば、授業の導入で使いやすい先生もいれば授業のまとめで使用するのがしやすい先生もおり、ほかにも自習で使用する、宿題で使用するといったいろいろな場面で使えるということが学びノートのねらいではないかと捉えております。

城下委員

確かな学力の定着ということで始めて十数年になるが、所沢市では学力が定着し向上しているということについて、どこでわかるのか。

山口学校教育

学びノートは平成15年から配布しています。所沢市では、学力向上の

部次長

ため、学びノートだけではなく、学習支援員の配置や学び創造プランと、各種の施策を行っております。その中で学びノートだけで学力を把握するのは難しいものと考えております。

ただ、学びノートを利用することによって、子どもたちが意欲的に自分で学ぶということが定着してきたかと思えます。学力とは、知識・理解だけで判定するものではありません。関心・意欲・態度といった、自分から学んでいこうという姿勢も学力の1つとされておりますので、その点では、学びノートは役割を果たしております。

内藤教育長

何のための教材かということですが、学習そのものです。教科書も子どもたちは学校で使いますが、家庭でも勉強します。学校で使用した教科書を家で読んではいけないということもありません。そうしたことはどんな教材についてもいえることかと思えます。私どもが提案している学びノートでは、いろいろな学力調査などによってわかった比較的子どもの理解が弱いと思われる箇所について多く出題しております。何かに投資してすぐに成績が上がるというようなよい方法があるならば、ぜひ教えていただきたいところです。一生懸命に努力しているということをご理解いただけたらと思います。

城下委員

それならば、より一層、保護者の声というものは聴取していくべきものだと思う。市としてはよい事業であると考えているというのならば、保護

者がどう思っているのか、実際に子どもたちがどう考えているのかも含めて、保護者の意見聴取について、きちんと検討すべきだと思うが、いかがか。

内藤教育長

もちろん保護者からはいろいろな声があり、中には、家庭は忙しいから学校でやってほしいという意見もあります。教育センターでの様々な研修の中で、学校で箸の持ち方や鉛筆の持ち方についてどうやって指導をしたという話があって驚いたのですが、およそ家庭でやってほしいことを学校が担っているという現状があります。今回、広報11月号の中で、学びについて記事を掲載させていただきましたが、やはり学校ですべて担うということは無理だと思います。家庭の力、ご協力が必要です。その架け橋として、この学びノートを朝自習で使ったり、長期休業で使ったり、家庭学習で使ったりと、担任の先生の判断で多様に工夫されて利用しています。PTAの役員からも意見を伺う機会があります。いずれにしても、保護者のいろいろな声については慎重に受け止め、改善すべきことは改善する努力をしていきたいと思っております。

中村委員

学びノートができ、議会で審議があった当時は、まだ始まったばかりで誤答やミスプリントが単純に多かったと記憶している。そもそもそこが問題なのだと思うが、改善はされているのか。

川音学校教育 部長	私も当初作成に加わっておりましたので、そのことについてはまことに心を痛め、反省材料でございました。常任委員会からの御意見がありましたので、そうしたことも踏まえて平成23年度の学びノートについては、平成22年度のものから100%改訂といってもよいほど中身を変えさせていただきましたので、大きく改善されております。
城下委員	学びノートは小学校では国語と算数で1人あたり230円になるわけだが、現在、父母負担軽減交付金は1人あたりいくらか。
市川教育総務 課長	1人あたり年間400円です。
末吉委員	平成22年度の議論の中では、学びノートは利用されずに家庭で放置されているとか散々な言われようであったが、現状では、家庭の協力について先ほど教育長の答弁にもあったが、少し変わったものがあるのか。また、これからの取り組みについても、まだまだ家庭の協力をお願いする部分があるのか。また、改善する部分があるのか。
山口学校教育 部次長	家庭の協力に関しましては、先ほど挙げさせていただきましたが、家庭からのご意見を踏まえまして、所沢独自でさらによいものを作ることができよう取り組んでいきたいと考えております。また、改善の部分につき

ましても、学力調査等の結果や直接授業に携わっている教員等の意見を踏まえ、市販以上のものができればそれが最高のものだと考えております。

矢作委員

教員等の意見も踏まえてという話があったが、現場の先生たちからは、授業等に則して自分たちで独自のプリントを作って活用したいけれどもそうした予算が削られている中で、学びノートだけは別枠で予算が出ているという意見を聞いている。現場の先生からそうした意見はなかったか。

山口学校教育
部次長

作成編集員の意見は、現場の職員の意見も聴取しておりますが、その意見の中でも、教科書に準拠していないため使いづらいとのことでした。しかし、平成23年度に教科書に準拠してからは使いやすくなったという意見を聞いております。

城下委員

保護者の意見聴取については、今後、検証・検討していくという立場でいるのか確認したい。

山口学校教育
部次長

どのような方法で検証していくか、検討していきたいと思っております。

【議案第130号当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休憩（午後2時13分）

(説明員交代)

再 開 (午後2時21分)

【議 事】

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」
（当委員会所管部分）

【意 見】

矢作委員

日本共産党市議団を代表しまして意見を申し上げます。教育指導費の中の印刷製本費追加、学びノートについてですが、審議の中で、以前議会で付した4つの意見についての検討が十分にされていないことがわかりました。保護者・現場の教員の意見もしっかりと反映させるべきであり、学びノートは廃止すべきとの立場ですので、これについては反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第130号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午後2時23分）